

## 議案第35号

### 港区職員の退職手当に関する条例の一部改正について

#### 1 目的

退職手当の支給要件等において、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとすることを目的として、港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正します。

#### 2 改正内容

##### (1) 遺族の範囲等

死亡退職の際に退職手当を支給する遺族の範囲等について、パートナーシップ関係の相手方を加えます。

##### (2) 失業者の退職手当

失業者の退職手当について、親族の範囲等にパートナーシップ関係の相手方を加えます。

#### 3 施行期日

公布の日

港区職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第四条 前条第一項に規定する遺族は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）又は職員の死亡当時において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係という。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にす</p>	<p>(前略)</p> <p>(遺族の範囲及び順位)</p> <p>第四条 前条第一項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 配偶者（届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にす</p>

る。

3 (略)

(中略)

(失業者の退職手当)

第十三条 (略)

2~7 (略)

8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げる者に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一 (略)

二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第五号において同じ。)又はパートナースhip関係の相手方と別居して寄宿する者雇用保険法第三十六条第四項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

る。

3 (略)

(中略)

(失業者の退職手当)

第十三条 (略)

2~7 (略)

8 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号に掲げる者に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に定める金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一 (略)

二 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族(届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)と別居して寄宿する者雇用保険法第三十六条第四項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

三・四 (略)

五 公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六 (略)

9～14 (略)

(後略)

付則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区職員の退職手当に関する条例第十三条第八項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた同項の退職手当について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた同項の退職手当については、なお従前の例による。

三・四 (略)

五 公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六 (略)

9～14 (略)

(後略)